

令和2年5月7日

保育所保護者 各位

寄居町長 花輪 利一郎

緊急事態宣言の延長に伴う登所自粛の延長等について（お願い）

保護者の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う緊急事態宣言後の登所自粛対応にご理解・ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、国は、新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う緊急事態宣言の期限を5月6日までとしておりましたが、5月31日まで延長しました。

また、埼玉県では、不要不急の外出の自粛要請や施設の使用停止等の要請など現行の措置・対応の継続を同期間まで実施することとしました。

町といたしましては、これを受けて、入所児童や保護者の皆様、職員の感染拡大防止を図るため、下記のとおり登所自粛の延長等の対応を実施することとしました。保護者の皆様におかれましては、引き続き可能な限りご家庭での保育をしていただき、感染へのリスクの低減対応にご理解・ご協力をお願いします。

また、保護者の皆様におかれましては、自らの体調管理にご留意いただくともに、今後、国や県、町から発信される情報を注視いただき、冷静な行動、対応をお願いいたします。

記

1 保育所の開所及び登所自粛の協力等について

5月7日（木）から5月31日（日）までの間、引き続き保育所は、感染の予防に留意した上で開所をいたしますが、ご家庭で保育をすることが可能な場合は、感染症拡大防止のため、登所の自粛をお願いいたします。

つきましては、緊急事態宣言の延長に伴い、今後の保育の体制等の参考にするため、5月11日（月）までに別紙「**新型コロナウイルス感染症対応による欠席予定調査**」をご記入のうえ、担任に提出していただきますようお願いいたします。なお、5月31日まで登所しない予定の方は、電話等によりその旨の連絡をお願いします。また、今後、児童の状況確認や状況変化による

保育所からの連絡等のため、毎週水曜日に電話連絡等適宜の方法で連絡をお願いいたします。

※電話連絡は午後0時30分～午後2時30分又は午後4時～午後5時の間にお願いいたします。

※ご家庭で保育をすることが可能な場合について

- ・在宅勤務を実施しており、在宅保育が可能な家庭
- ・有給休暇や特別休暇等の取得で、在宅保育が可能な家庭
- ・周囲の協力が得られ、保護者に代わって在宅保育が可能な家庭
- ・このほか、育児休暇中や在宅等での保育が可能な家庭

2 保育料の日割り計算について

登園自粛の対応により、保育所を欠席した保育料が発生する0歳から2歳児クラスの保護者の皆様には、4月8日から5月31日の間の保育料を日割り計算し、保育料を減免します。減免方法は保護者の皆様へ保育所を通じて通知等しますが、一度お支払いいただいた保育料から還付の予定です。

今回の延長により、新型コロナウイルス感染症に関連し欠席する場合は、必ず保育所に連絡をお願いいたします。

3 保育所における新型コロナウイルス感染症拡大防止の対応について

保育所の登所に当たっては、登所前に、子どもの体温を必ず計測し、計測の結果、発熱や咳などの呼吸器症状が認められる場合には、登所しないでください。

過去に発熱等が認められた場合にあっては、解熱後24時間以上が経過し、かつ咳などの呼吸器症状が改善傾向となるまでは登所をしないでください。

送迎は、できる限り保護者1名の方で行い、マスクの着用をお願いします。また、できる限り、児童についてもマスクの着用をお願いいたします。

【お問合せ】

寄居町子育て支援課 保育所班

電話 5 8 1 - 2 1 2 1

内線 2 0 1, 2 0 2